

2023年10月25日

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項)

静岡県静岡市清水区二丁目8番1号  
静甲株式会社  
代表取締役 鈴木 恵子

当社は、2023年10月25日付で有限会社清水久米タイヤサービスとの間で締結しました吸収合併契約に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、有限会社清水久米タイヤサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件合併に関し、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に規定する事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）  
当社は、有限会社清水久米タイヤサービスの発行済株式の全てを所有しているため、本件合併に際して、株式、金銭等対価の交付は行いません。
3. 新株予約権の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）  
有限会社清水久米タイヤサービスは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
4. 有限会社清水久米タイヤサービスについての事項（会社法施行規則第191条第3号）
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）  
別紙2のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときにおける当該臨時計算書類等の内容（同号ロ）  
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (同号ハ)  
該当事項はありません。

5. 当社についての事項 (会社法施行規則第 191 条第 5 号)

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (同号イ)  
該当事項はありません。

(2) 最終事業年度がないときにおける当社の成立の日における貸借対照表 (同号ロ)  
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 191 条第 6 号)

本件合併後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の当社の収益状況およびキャッシュフローについて、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、当社の負担する債務については、本件合併の効力発生以後も履行の見込みがあると判断しております。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

# 別紙1



## 合併契約書

静甲株式会社（以下甲という）と有限会社清水久米タイヤサービス（以下乙という）は、次のとおり合併契約を締結する。

### （合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

#### 【合併する会社の商号及び住所】

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：静甲株式会社

住所：静岡市清水区天神二丁目8番1号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：有限会社清水久米タイヤサービス

住所：静岡市清水区南矢部564番地の1

### （合併に際して交付する金銭等割り当てに関する事項等）

第2条 甲は、乙の発行済株式全部を所有しているため、合併に際して甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

2 本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

### （合併承認総会の省略）

第3条 甲は会社法第796条第2項、乙は同第784条第1項に基づき各々の株主総会の承認決議を経ずに合併する。

### （合併期日）

第4条 合併が効力を発生する日は、2024年1月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続きを行うことができないときは、甲及び乙の合意により、その日を変更することができる。

### （財産の継承）

第5条 乙は2023年12月31日現在の貸借対照表その他の計算を基礎とし、前条の期日における資産及び負債の状態を明確にした上で、一切の資産及びその他の権利義務を前条の期日において甲に引き継ぐものとする。

### （管理執行義務）

第6条 甲乙は互いに、合併契約締結後、第4条の期日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務執行、財産の管理・運営を行うものとする。またその財産に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲乙協議して合意の上これを実行するものとする。

### （解散費用）

第7条 乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

### （合併条件の変更及び合併契約の解除）

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じたとき、若しくは隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除できるものとする。

### （想定外事項）

第9条 本契約書に規定するもののほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを執行するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2023年10月25日

甲 静甲株式会社

代表取締役 鈴木 恵子



乙 有限会社清水久米タイヤサービス

代表取締役 須田 智郎



## 別紙2

# 決 算 報 告 書

(第 29 期)

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

有限会社 清水久米タイヤサービス

静岡市清水区南矢部 5 6 4 番地の 1

# 貸借対照表

有限会社 清水久米タイヤサービス

令和 5年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>【 29,034,629】</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>【 56,129,488】</b>
現 金	275,675	支 払 手 形	27,552,052
預 金	17,891,816	買 掛 金	7,056,895
売 掛 金	9,387,980	短 期 借 入 金	9,800,000
商 品	648,000	未 払 金	873,400
前 払 費 用	350,084	未 払 費 用	1,180,302
未 収 入 金	481,074	未 払 法 人 税 等	71,000
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>【 3,016,215】</b>	前 受 金	9,542,940
(有 形 固 定 資 産)	( 805,202)	預 り 金	52,899
機 械 装 置	763,439	<b>負 債 合 計</b>	<b>56,129,488</b>
一 括 償 却 資 産	41,763		
(無 形 固 定 資 産)	( 1,040,000)		
借 地 権	800,000	<b>純 資 産 の 部</b>	
電 話 加 入 権	240,000	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>【 Δ24,078,644】</b>
(投 資 そ の 他 の 資 産)	( 1,171,013)	資 本 金	3,000,000
出 資 金	60,000	(利 益 剰 余 金)	( Δ27,078,644)
差 入 保 証 金	261,013	そ の 他 利 益 剰 余 金	Δ27,078,644
敷 金	850,000	繰 越 利 益 剰 余 金	Δ27,078,644
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>Δ24,078,644</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>32,050,844</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>32,050,844</b>

# 損益計算書

有限会社 清水久米タイヤサービス

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
<b>【売 上 高】</b>		
売 上 高		78,737,294
<b>【売 上 原 価】</b>		
期 首 棚 卸 高	302,600	
仕 入 高	54,930,420	
* * 合 計 * *	55,233,020	
期 末 棚 卸 高	△648,000	54,585,020
売上総利益金額		24,152,274
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		26,965,137
営業損失金額		△2,812,863
<b>【営 業 外 収 益】</b>		
受 取 配 当 金	1,200	
雑 収 入	2,650,616	2,651,816
<b>【営 業 外 費 用】</b>		
支 払 利 息 割 引 料		34,476
経常損失金額		△195,523
税引前当期純損失金額		△195,523
法人税、住民税及び事業税		71,000
当期純損失金額		△266,523

## 販売費及び一般管理費

有限会社 清水久米タイヤサービス

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
役 員 報 酬	6,697,776
給 与 手 当	4,709,092
出 向 費	6,621,238
法 定 福 利 費	396,679
福 利 厚 生 費	25,036
外 注 費	193,730
旅 費 交 通 費	15,911
通 信 費	143,416
交 際 費	278,423
減 価 償 却 費	199,594
賃 借 料	3,819,108
保 險 料	273,915
修 繕 費	151,744
水 道 光 熱 費	269,966
燃 料 費	329,889
消 耗 品 費	92,357
租 税 公 課	65,774
運 賃	17,294
事 務 用 品 費	47,060
広 告 宣 伝 費	9,091
支 払 手 数 料	660,000
諸 会 費	20,596
新 聞 図 書 費	36,616
リ ー ス 料	349,380
会 議 費	5,768
廃 胎 子 車 処 理 費	1,200,250
雑 費	335,434
合 計	26,965,137

## 株主資本等変動計算書

有限会社 清水久米タイヤサービス

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	3,000,000	△26,812,121	△26,812,121	△23,812,121	△23,812,121
当期変動額					
当期純損失		△266,523	△266,523	△266,523	△266,523
当期変動額合計	-	△266,523	△266,523	△266,523	△266,523
当期末残高	3,000,000	△27,078,644	△27,078,644	△24,078,644	△24,078,644



# 個別注記表

有限会社 清水久米タイヤサービス

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

### 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

## その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

## 貸借対照表等に関する注記

### 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	5,967,328円
----------------	------------

### 保証債務などの当該債務の金額

受取手形割引高	0円
---------	----

受取手形裏書譲渡高	500,000円
-----------	----------